

## 宮崎県北部地域の魅力発見学習支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、宮崎県北部地域の担い手確保や移住・定住を促進するため、宮崎県北部地域の魅力発見学習に資する講演会や体験学習などを実施する学校等に対し、宮崎県北部広域行政事務組合（以下「事務組合」という。）予算の定めるところにより補助金を交付することについて、延岡市補助金等の交付に関する規則（昭和50年延岡市規則第2号。以下「規則」という。）の例によるものほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義については、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 宮崎県北部地域 延岡市、日向市、門川町、諸塙村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町及び五ヶ瀬町をいう。
- (2) 学校等 宮崎県内に所在し、かつ、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校をいう。ただし、特別支援学校にあっては、幼稚部及び小学部を除く。
- (3) 講師等 宮崎県北部地域内に居住し、又は宮崎県北部地域に所在する事務所若しくは事業所に勤務する者、または機関をいう。
- (4) 補助対象事業 宮崎県内の学校等が主催する、宮崎県北部地域の講師等を活用した、魅力発見学習に資する講演会や体験学習などをいう。

### (補助対象者)

第3条 この要綱による補助金（以下、「補助金」という。）の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 前条第1項第2号に掲げる学校等
- (2) 学校等に在籍する者5人以上により構成される団体
- (3) 前2号に掲げるもののほか、代表理事が適当と認めるもの

### (補助対象経費、補助金の額及び補助率)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という）、補助金の額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）及び補助率は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、事務組合で実施する「児童生徒の体験交流支援事業」又は「大学を活かした交流連携事業」との併用は認めないものとする。

### (交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事務組合魅力発見学習支援補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて事務組合理事会代表理事（以下「代表理事」という。）に提出しなければならない。ただし、第3条第2号に掲げるものについては、在籍する学校等を通じて申請しなければならない。

- (1) 魅力発見事業計画書（様式第2号）
- (2) 魅力発見事業予算書（様式第3号）
- (3) その他代表理事が必要と認めるもの

2 補助金の交付申請は、事業実施日の7日前までに行うものとする。

（補助金の交付決定）

第6条 代表理事は、前条の規定による申請があった場合において、その内容の審査の結果、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付の決定をし、速やかに事務組合魅力発見学習支援補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更及び中止）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業について次の各号に掲げるいずれかの重要な変更をしようとするときは、あらかじめ事業計画変更承認申請書（様式第4号）により代表理事に申請し、承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の実施日の1か月を超える変更
- (2) 補助事業の講師の変更
- (3) 補助交付決定額からの増額及び20%を超える減額となる変更
- (4) その他補助事業の重要な部分に係る変更

2 交付決定者は、補助事業を中止しようとするときは、事業計画中止承認申請書（様式第5号）により代表理事に申請し、承認を受けなければならない。

3 代表理事は、前2項の規定による申請を承認したときは、前条の規定に準じ交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、事業終了後、実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて代表理事に提出しなければならない。

- (1) 魅力発見事業実績書（様式第7号）
- (2) 魅力発見事業決算書（様式第8号）
- (3) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (4) 記録写真
- (5) 講演会又は体験学習の内容の分かる資料
- (6) その他、代表理事が必要と認めるもの

（補助金の額の確定）

第9条 代表理事は、前条の規定による報告を受け、その内容の審査の結果、適正であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに事務組合魅力発見学習支援補助金交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第10条 補助対象者は、前条の規定による補助金の額の確定通知を受けたときは、補助金請求書（様式第9号）により補助金の請求を行うものとする。

2 代表理事は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取り消し等)

第11条 代表理事は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 事業を実施しなかったとき。
- (2) 規則及びこの要綱の規定に違反したとき。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- (4) 補助金の交付に係る補助対象経費の払戻しを受けたとき。
- (5) その他補助金の交付が不適当であると代表理事が認めたとき。

(補助金の返還)

第12条 代表理事は、前条の規定により補助金の全部又は一部の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金返還請求通知書により期限を定めて、その返還を求めるものとする。

(関係書類の備置き)

第13条 補助事業者は、事業の状況、費用の収支その他実施した補助対象事業に関する事項を明らかにする書類及び帳簿を補助対象事業完了後5年間備え置かなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、代表理事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

類型	補助対象経費の区分	補助対象経費	補助金の額(限度額)	補助率
【類型1】 補助事業者が講師を訪問	①バス借上料等	学校等が支払った移動に係る以下のいずれかの経費 (1) 貸切バス 学校等の移動に要した貸切バスの借上料及び有料道路利用料 (2) 学校所有バス 「延岡市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例」に基づき、学校等から開催地までの範囲で、最も合理的な経路及び方法での移動に要した距離に 37 円/kmを乗じた額の燃料費	1台あたり 60,000円	2分の1
	②会場借上料	事業開催会場及び会場に付属する機器(冷暖房、音響機器等)の借り上げにあたり学校等が支払った費用	15,000円	2分の1
	③報償費	学校等が講師へ支払った報償費(謝金)の額	30,000円	10分の10
【類型2】 講師が補助事業者へ訪問	①会場借上料	類型1の②と同じ。	15,000円	2分の1
	②費用弁償	学校等が講師へ支払った旅費に係る費用のうち下記に該当するもの (1) 交通費 市内から目的地までの範囲で、最も合理的な経路及び方法により移動した場合の公共交通機関の運賃及び料金として、補助事業者が支払った費用。ただし、ビジネスクラス、グリーン車等特別に付加された料金は、対象外とする。 (2) 宿泊費 宿泊費用として、補助事業者が支払った費用	15,000円	10分の10
	③報償費	類型1の③と同じ。	30,000円	10分の10

\*いずれも4月1日から翌年の2月28日までに実施すること。